

旧警戒区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないがその存在を認定した上で、税務上の耐用年数による減価を基準とする東京電力の主張を排斥し、新品価格の50～80%の金額で賠償額が算定された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・損害項目 以下に掲げる機器に係る財物損害

- ① 〇〇エアスクープ12
- ② 〇〇バルチャー
- ③ 〇〇SE-500
- ④ 〇〇アクアトロン
- ⑤ 〇〇JX-30SC
- ⑥ 〇〇ポリッシャー高速14
- ⑦ 〇〇粉じん計
- ⑧ JH-SON

- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金350万円の支払義務があることを認める。

- 3 支払方法

（省略）

- 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月3日

（仲介委員 大嶋芳樹）